

令和 6 年度  
青森市職員採用試験  
事務職（公認心理師・臨床心理士）  
Q & A

青森市総務部人事課

- Q1 受験するために必要な学歴や資格は？…………… P 2
- Q2 受験資格の「民間企業等における職務経験」とは？…………… P 2
- Q3 職務経験年数の計算・通算の方法は？…………… P 3
- Q4 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？…………… P 4
- Q5 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？…………… P 4
- Q6 職務経験から除かれる期間とは？…………… P 4
- Q7 在職期間（日にち等）が不明な場合は？…………… P 4
- Q8 青森市内試験会場以外での受験は可能？…………… P 5
- Q9 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？…………… P 5
- Q10 試験の結果は教えてもらえるのか？…………… P 5
- Q11 合格後、採用までの基本的な流れは？…………… P 6
- Q12 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の  
提出ができない場合は？…………… P 6
- Q13 初任給は、どのくらいになるのか。…………… P 6

Q1 受験するために必要な学歴や資格は？

(A) 以下のいずれにも該当する方が受験できます。

- ① 昭和 59 年 4 月 2 日以降に出生した方
- ② 以下のいずれかの資格を有する方
  - ア 公認心理師の資格
  - イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格
- ③ ②の資格取得後、公認心理師・臨床心理士としての民間企業等における職務経験を平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの間に **3 年以上**有する方

※1 職務経験年数の計算・通算方法については Q3 を参照してください。

Q2 受験資格の「民間企業等における職務経験」とは？

(A) 「民間企業等における職務経験」には、会社員（財団法人、社団法人、NPO 法人等含む）、公務員、団体職員、アルバイト、パートタイマー及び青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア（※1）としての経験を含みます。

ただし、勤務・活動経験の確認のため、在職証明書等の提出（※2）が可能な職務経験に限ります。

※1 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアとは、独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う海外ボランティア派遣制度であり、これ以外のボランティア経験は「職務経験」への通算は不可とします。

※2 最終合格発表後に在職証明書等の提出により勤務・活動経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

Q3 職務経験年数の計算・通算の方法は？

(A) 受験資格算入期間は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までとなります。この期間外の職務経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。

また、算入期間内であっても、同一民間企業等で継続して勤務する経験が 1 年未満の場合も、受験資格に定める職務経験に算入できません。

職務経験年数の計算・通算の方法は、次のとおりです。

【計算・通算方法】

・年数は、民間企業等で勤務を開始した日（起算日）から、翌年の起算日と同じ月日の前日までを 1 年として計算します。

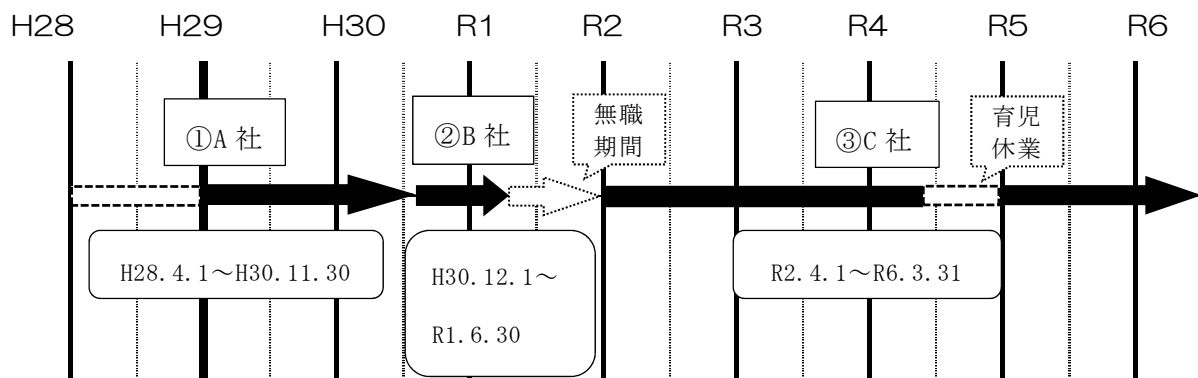
例) H29.6.9~H30.6.8 ⇒ 1 年    H29.6.9~R1.6.8 ⇒ 2 年

・月数は、起算日から翌月の起算日と同じ日付の前日までを 1 月として計算します。

例) H29.4.20~H29.5.19 ⇒ 1 月    R2.4.1~R2.6.30 ⇒ 3 月

・連続した 1 月以上の休業期間（病気休業、育児休業等（産前・産後休暇を除く））は、職務経験期間に含むことはできません。

【例示 A さんの場合】



①A社（社員）

在職期間 H28.4.1~H30.11.30（2年8月）

※H28.4.1~H29.3.31（1年）は通算できません。 ⇒ 通算可能期間：1年8月

②B社（アルバイト）

在職期間 H30.12.1~R1.6.30（7月）

※受験資格算入期間1年未満のため通算できません。 ⇒ 通算可能期間：なし

③C社（社員）

在職期間 R2.4.1~R6.3.31（4年）

育児休業期間 R4.8.1~R5.3.31（8月）

※受験資格算入期間在職期間から育児休業期間を除いた期間 ⇒ 通算可能期間：3年4月

※上記により、Aさんの職務経験を通算すると、

①：1年8月 + ③：3年4月 = 通算職務経験期間 5年0月

となり、民間企業等における職務経験を 3年以上有することとなります。

Q4 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？

- (A) 契約先や派遣先として、一つの事業所等に継続して週 30 時間以上で 1 年以上勤務していれば、職務経験期間として通算は可能となりますが、契約・派遣社員としての実働期間は 1 年以上であっても、契約先や派遣先の事業所が 2 つ以上であった場合、1 事業所毎の勤務期間が 1 年未満の期間は、職務経験期間として通算することはできません。

Q5 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？

- (A) 前の会社に籍を残したままでの派遣・出向等であり、そのことを在職証明書等で証明できる場合は、出向前後の勤務期間を通算できます。  
前の会社等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は、通算できません。

Q6 職務経験から除かれる期間とは？

- (A) 休業等（病気休業、育児休業等）で実際に職務に従事しない期間が 1 ヶ月以上ある場合は、会社等の就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前・産後休暇（労働基準法第 65 条に基づくものをいいます。）の期間については、職務経験期間に含まれます。

この場合、当該休業期間を除き、休業前と復帰後の在職期間を合算し、1 年以上となる場合は、職務経験期間として通算できます。

Q7 在職期間（日にち等）が不明な場合は？

- (A) 前の勤務先に問い合わせをする又は、公的年金、雇用保険の加入期間を確認するなどして、必ず正しい在職期間を記入してください。

Q8 青森市内試験会場以外での受験は可能？

- (A) 第一次試験に限り、東京都内での実施を予定しております。  
詳しくは青森市ホームページにてご確認ください。

Q9 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？

- (A) 第一次試験、第二次試験ともに土・日を予定しておりますが、第二次試験については、平日に実施する可能性もありますので、第一次試験合格者へお知らせする第二次試験の日程等を確認の上、対応をお願いいたします。

Q10 試験の結果は教えてもらえるのか？

- (A) この採用試験の結果については、本人のみ口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを客観的に証明できる書類（運転免許証等）と受験番号の提示が必要となります。

必要書類を持参の上、午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間に、青森市総務部人事課へ直接おいでください。開示は口頭により行います。（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

開示期間は、試験の合格発表日から 1 ヶ月間です。なお、電話での問い合わせにはお答えできません。

Q11 合格後、採用までの基本的な流れは？

- (A) 最終合格者には、最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため勤務していた民間企業等が発行する在職証明書等を提出していただきます。**職務経験期間が確認できない場合は、採用されませんのでご注意ください。**

なお、最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されますが、採用は**令和 7 年 4 月 1 日以降**になります。採用が決定し次第、採用決定通知書が送付されます。

Q12 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の提出ができない場合は？

- (A) 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない事情で、在職証明書の提出ができない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険資格取得証明、退職時の離職証明書等の職歴が証明できる書類を提出していただきます。

これらの書類提出もできない場合は、職務経験期間として通算できません。

Q13 初任給は、どのくらいになるのか。

- (A) 初任給は、学歴・職歴等に応じて算定します。現在の給与を保障するわけではありません。

(例) 大学卒業後に資格を取得し、企業等において 8 年の職務経験がある場合  
23 万円程度

上記の給与のほか、期末・勤勉手当（6 月及び 12 月支給）、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

なお、条例改正等により変更される場合があります。